

石綿（アスベスト）に関して

息切れや胸が苦しくはありませんか？

神戸市保健所



【石綿（アスベスト）による健康被害とは】

石綿（アスベスト）は、日本では2012年より全面禁止とされていますが、1970年～90年代にかけて非常に多く輸入され、建設工事等で使用されてきました。そのため、石綿が含まれる製品を取り扱う仕事をしていた方やそのご家族、また石綿関連工場の近隣住民も石綿を吸い込んだ可能性があります。

石綿（アスベスト）を吸い込むことにより発症する病気には、中皮腫、石綿肺、石綿肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚などがあります。石綿を吸い込んでから影響がでるまでの期間は15年から50年と、潜伏期間が長いことが特徴です。

そのため石綿による健康不安のある方は健診を受け、石綿による影響があるか早期に発見し早期の治療を開始することや、継続的に健診を受けることが大切となります。

石綿に関してご不安のある方は、区役所に健康相談窓口を設けていますのでご相談ください。（P4 参照）



【禁煙のすすめ】

石綿（アスベスト）、喫煙はともに肺がんの発症リスクを高めるものです。石綿を吸い込んだ方が喫煙すると、相乗的に肺がんになりやすいと言われており、そうでない人と比べると50倍以上になると言われています。肺がんの発症リスクを減らすため、また呼吸機能障害を悪化させないために、禁煙をすることはとても大切です。なかなかタバコがやめられないという方は、禁煙治療をしている医療機関にご相談ください。

肺がん発症リスク ▶
※石綿ばく露なし喫煙なし
のリスクを1倍とした場合

石綿ばく露あり
5倍

喫煙あり
10倍

石綿ばく露+喫煙
なんと50倍！



【健診について】

石綿（アスベスト）を原因とする病気を発症するかどうかは、吸い込んだ石綿の量が少なければリスクが低いというわけではありません。過去に石綿（アスベスト）を扱う仕事をしていた方や石綿による健康不安のある方は、現在症状がなくても定期的に健診にて胸部X線検査を受けましょう。会社での健診を受けている方は、会社の指示に従ってください。

年に1回胸部X線検査を受ける機会の無い方は、以下の健診をぜひご利用ください。

（1）神戸市の肺がん検診

対象者：満40歳以上/受診場所：指定医療機関/検診料：自己負担金1,000円
ただし、次の方は無料です。

- ・満70歳以上（無料受診券不要）
- ・40歳総合健診の対象者（満40歳の誕生日の前月末に無料券を個別発送）
- ・生活保護世帯に属する方/市民税が非課税または均等割のみ課税の世帯に属する方
/特定中国残留邦人等支援給付制度受給者

（居住地の区役所保健福祉課で無料受診券を交付。本人確認書類をお持ちください。）

（2）地域巡回による胸部X線（結核）健診

対象者：受診機会のない満15歳以上/受診場所：集団健診会場/健診料：自己負担金無料



【健康被害に係る支援制度】

石綿（アスベスト）を扱う仕事をしていた方や、受診の結果引き続き検査による経過観察や治療が必要であると診断された本人及び家族は、以下の制度の対象になることがあります。

1. 「神戸市石綿（アスベスト）健康管理支援事業」

- ・対象者：神戸市内に居住し、石綿を吸い込んだ可能性があり、指定の医療機関での精密検査の結果、胸膜プラーク等の石綿関連の所見により、引き続き「経過観察」が必要であると診断を受けた方で、「2. 石綿健康被害救済制度」や労災保険制度など「3. その他」の制度（P 3 参照）が対象外の方。
- ・支援内容：「アスベスト健康管理手帳」を交付。これにより指定の医療機関（下記参照）での経過観察（胸部 X 線検査・胸部 CT 検査）に要する検査費用を助成。
- ・申請窓口：各区・支所保健福祉課（保健センター）



指定の医療機関

医療機関名	住 所	電 話	FAX
神戸労災病院	中央区籠池通4丁目1-23	231-5901	242-5316
神戸市立医療センター 中央市民病院	中央区港島南町2丁目1-1	302-4321	302-7537
神戸大学医学部附属病院	中央区楠町7丁目5-2	382-5111	382-5050
神鋼記念病院	中央区脇浜町1丁目4-47	261-6711	261-6726
神戸赤十字病院	中央区脇浜海岸通1丁目3-1	231-6006	241-7053
済生会兵庫県病院	北区藤原台中町5丁目1-1	987-2222	987-2221
西神戸医療センター	西区糺台5丁目7番地1	997-2200	997-2220
神戸市立医療センター 西市民病院	長田区一番町2丁目4番地	576-5251	576-5358

※医療機関には、事前に受診方法や受付時間等を確認してください。

※受診の際には、石綿を吸い込んだ時期や期間、職歴、業種等をお伝えください。

2. 「石綿健康被害救済制度」

- ・対 象 者：①「中皮腫」、「石綿による肺がん」、「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」、「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」の診断を受けられた方で、労災保険制度など「3. その他」（下記参照）の制度が対象外の方。

②上記①の疾病により死亡され労災保険制度等の対象外となる方のご遺族。

- ・ 給付内容：上記対象者①…医療費・療養手当等

上記対象者②…特別遺族弔慰金等

- ・ 申請窓口：各区・支所保健福祉課（保健センター）を通じて(独)環境再生保全機構へ申請。

※石綿健康被害救済制度のくわしい説明は

(独) 環境再生保全機構	フリーダイヤル	0120-389-931 ※平日 10 時から 17 時
	ホームページ	http://www.erca.go.jp/asbestos/

3. その他

お仕事で石綿を取り扱っていた場合の主な補償制度

対象	制度	お住まいの区	管轄	住所・電話番号
企業に勤務 もしくは 一人親方 (特別加入者)	石綿に関する 健康管理手帳	全区	兵庫労働局健康課	神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー16 階
				367-9153
	労災保険制度	東灘区	西宮労働基準監督署	西宮市浜町 7-35 西宮地方合同庁舎
				0798-26-3733
		灘区・中央区	神戸東労働基準監督署	神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎3階
				332-5353
	上記以外の区	神戸西労働基準監督署	神戸市兵庫区水木通 10-1-5	
			576-1831	
全区	兵庫労働局労災補償課	神戸市中央区東川崎町 1-1-3 神戸クリスタルタワー16 階		
		367-9155		
元船員	船員健康管理手帳	国土交通省海事局船員政策課安全衛生室 (または最寄りの地方運輸局へ)		03-5253-8111
		(神戸最寄りの地方運輸局) 神戸運輸監理部 海上安全環境部船員労働環境・海技資格課		神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第二地方合同庁舎
	321-7053			
	船員保険制度	全国健康保険協会船員保険部		03-6862-3060
元国鉄職員	石綿補償制度	(独)鉄道・運輸機構 国鉄清算事業管理部 職員課		045-222-9567
公務員	勤務していた職場へ確認してください			

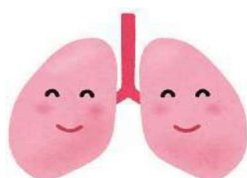
※該当条件や給付内容の詳細については、それぞれの連絡先までお問合せください。



【石綿（アスベスト）に関する相談窓口】

相談内容		相談先	電話番号
健康相談	各区役所・支所 お問い合わせセンター	東灘区保健福祉課保健事業・高齢福祉担当 （東灘保健センター）	841-4131
		灘区保健福祉課保健事業・高齢福祉担当 （灘保健センター）	843-7001
		中央区保健福祉課保健事業・高齢福祉担当 （中央保健センター）	335-7511
		兵庫区保健福祉課保健事業・高齢福祉担当 （兵庫保健センター）	511-2111
		北区保健福祉課保健事業・高齢福祉担当 （北保健センター）	593-1111
		北区北神区役所保健福祉課保健事業・高齢福祉担当 （北神保健センター）	981-5377
		長田区保健福祉課保健事業・高齢福祉担当 （長田保健センター）	579-2311
		須磨区保健福祉課保健担当 （須磨保健センター）	731-4341
		須磨区北須磨支所保健福祉課保健担当 （須磨保健センター）	793-1212
		垂水区保健福祉課保健事業・高齢福祉担当 （垂水保健センター）	708-5151
		西区保健福祉課保健事業・高齢福祉担当 （西保健センター）	940-9501
		健康局保健所保健課	322-5248
建築物解体等の アスベスト除去 工事指導		環境局環境保全課	595-6222
アスベスト含有 家庭用品の廃棄		環境局業務課	595-6144
吹付けアスベスト 調査・除去等補助		建築住宅局建築指導部安全対策課	595-6567
一般住宅相談		すまいるネット	647-9900 10～17時（水・日・祝日除く）
港湾労働者相談		神戸港湾労働組合協議会 港運同盟兵庫地方本部	専用相談電話：333-5593 10～16時（土・日・祝日除く）

※お問い合わせやご相談は、月曜日から金曜日の8時45分から17時30分となっております。



(2025.9)